

三川郡のまもり

——「秦代国家の統一支配」補論——

大櫛 敦弘

(地域変動論コース)

一、問題のありか

ここで取り上げる「三川郡」とは、戦国秦および統一秦において設置されていた数ある郡のうちの一つであり、洛陽などを含む今日の河南省西よりの一帯を境域としていた。周知のように、秦はそもそも渭水盆地一帯の関中地域（内史地区）⁽¹⁾を本拠地としていたのであるが、そのすぐ東に隣接するこの郡の、秦末の諸反乱に際しての軍事的な状況に注目することで、秦代における統一国家支配のあり方の一端を明らかにすることが本稿での課題である。

筆者はこれまで「地域間での支配—被支配の関係」という視角から、秦漢統一国家のあり方について考察を加え、こうした地域間の関係が時とともに相対化してゆく過程のなかに、統一国家体制の確立なり成熟が見出されることを論じてきた⁽²⁾。そして本稿で取り上げる統一秦のそれについては、「城壁墮壊」政策など主として軍事的側面の検討から、戦国秦の旧領、とくにその中核となる関中地域が「本土」として「被征服地」であるその他の地域を支配し収奪するような、かなり露骨な地域間格差にもとづくものであり、統一国家の体制としてはなお未熟かつ不安定な段階のものであることを指摘したのである⁽³⁾。こうした理解の枠組みは現在でも基本的に有効なものであると考えてはいるが、しかし、たとえばそこで「支配する側の地域」と「支配される側の地域」とをあまりにも単純な二項対立の図式において理解していることについて、実際には戦国秦の旧領内部にも中核となる関中地域のほかに——北地・上郡や隴西、漢中さらには巴、蜀など——「後背地」としての地域が存在しており、同様に「支配される側」の旧東方諸国の地域についても多様な状況が想定されること⁽⁴⁾など、なおいささかの検討を要する点は残っているといえるであろう。

そこで本稿では、「支配される側の地域」であり、かつ関中のすぐ東に隣接する三川郡に注目することとしたい。すなわちこの地は、境内の滻陽や成臯などが楚漢抗争期の主戦場となったことからもうかがわれるよう、当時における戦略上の要地であったわけであるが、このような三川の地に対して統一秦は、後述するように滻陽に敖倉を設け、あるいはそこを治める郡守として丞相李斯の長子である李由をあてていたのであった。さらに秦末、各地で東方諸国が次々と復活してゆく中、かつてこの一帯を版図としていた韓のみがひとり実質的に押さえ込まれていること⁽⁵⁾などからすれば、三川郡は統一秦において特別な位置づけがなされ、その統制が格段に強く及ぶ地域であったと想定することができるであろう。この点において三川郡をめぐる状況は、秦の東方支配、ひいては統一国家体制のあり方にも関わってくる問題であると思われる所以である。

近年、雲夢（睡虎地、龍崗）秦簡や里耶秦簡など出土文字史料を中心として、統一秦の時代の知見は飛躍的に増大しつつあるが、それでもなお秦の郡をめぐる状況、とくに秦の側から見たそれは——三川郡に限ったことではないが——いまだ不充分なものである。こうした中、三川郡については、陳涉の派遣した呉広の軍や劉邦軍などの反乱軍が展開した地域として、比較的多くの関連する記事が残っており、とくに最終的な勝者として王朝の始祖となった後者についての記録は詳細であることから、その限りにおいて、相手側たる秦軍の動静もそこから多少はうかがい知ることが可能となる。もとよりそれらは三川郡の軍事的な防備体制を論ずるには、あまりにも断片的で茫漠とした史料でしかないものの、目下の考察においては、数少ない検討の糸口を提供するものではあるといえよう。

以上より本稿では、秦末の諸反乱の中での三川郡の軍事的な状況に注目して、統一国家体制におけるこの三川郡という「場」について、いま少し具体的に見てみることとする。まずは三川郡の地理的、歴史的背景について一瞥した上で、呉広や劉邦の反乱軍を迎撃つ郡守李由の、そしてその敗死後の三川郡における秦側の、軍事的対応について検討をおこなう。そこから秦代における統一国家支配のあり方について考察を加え、あわせて前稿での議論についてもいささかの補訂を試みることとした。ここでの議論は、『史記』をはじめとする周知の史料によるものであり、とりたてて新たな事実を明らかにするというわけではないが、三川郡という地域に注目することで、そこから秦代、さらには秦漢統一国家体制的一面を照射しようとする、ささやかな試みである。

二、三川郡の概観

そもそも「三川」の名は河水・洛水・伊水の三つの河川に由来すると言われているが⁽⁶⁾、冒頭にも述べたように、洛陽などを含む今日の河南省西よりの一帯が三川郡の境域であった。それはおよそ前漢時代の河南郡と弘農郡（武闕以西は除く）とを併せたものに相当し⁽⁷⁾、その属県について、たとえば最近の后曉栄氏の研究では

卷県、新安、華陽、宜陽、陝県、盧氏、洛陽、緜氏、河南、焦県、滎陽、平陰、新城、倫氏、京縣、成皋、陽武、梁縣、中牟、鞏縣、穀城、龜池

の二十二県を挙げている⁽⁸⁾。また三川郡の治所についてはいささかの議論があるが、少なくとも本稿で問題とする秦末の段階では、滎陽にあったことで見解が一致している⁽⁹⁾。

さて、[図1] からも明らかなように、三川郡の境域は黄土高原の丘陵山地帯と東方平野部との間に両者をまたぐ形で展開していた⁽¹⁰⁾。そこで東方の平野が山地帯に入り込んで形成されているのが伊洛盆地で、洛陽などはそこに位置している。東方の平野部から成皋や滎陽の狭隘部をぬけてこの盆地に入り、宜陽から山地帯を西へ進むと、函谷關を経て渭水盆地の閬中へと至る、あるいはこのルートを逆に進んで、閬中から東方平野部に出る——このような東西を結ぶ幹線が走る三川郡は、当時の交通体系において重要な地位を占めていたが⁽¹¹⁾、それは同時にこの地を軍事上の要衝とするものでもあった。

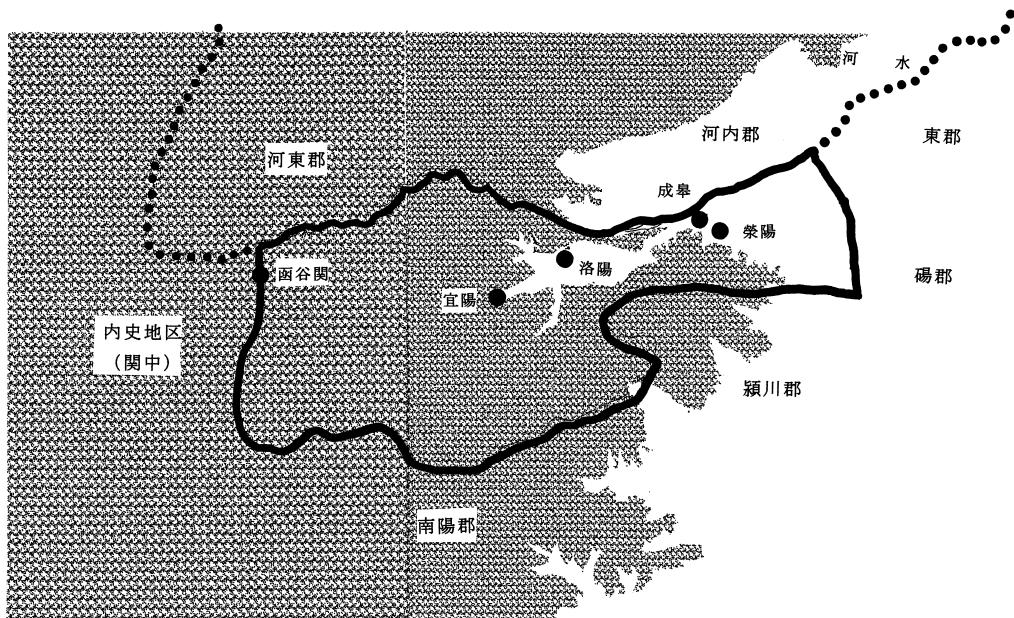


図1 三川郡地図

(譚其驥主編『中国歴史地図集』第二冊、地図出版社、1982年、をもとに作成)

そもそも戦国時代、「秦が三川を攻め、趙が上黨を攻め、楚が河外を攻めれば、韓は必ず亡ぶ⁽¹²⁾」などとあるように、三川の地は韓を構成する重要な地域であると同時に、西方の秦の侵攻にさらされる地域でもあった。そして『史記』卷七一甘茂列伝に見える

寡人欲容車通三川、以窺周室、而寡人死不朽矣。(わしは〔戦〕車を三川に送り込んで、周室を窺いたい。さすれば、死後もわが名は不朽となろう)

という秦の武王の言や、その困難さを指摘する

宜陽、大縣也、上黨・南陽積之久矣。名曰縣、其實郡也。(宜陽は大県で、上黨・南陽からの物資や穀物を蓄積すること久しきにわたります。名目は県ではありますけれども、その実態は郡に等しいのです)

という左丞相・甘茂の言⁽¹³⁾などからは、当時の秦にとって——ここでは周室との関係がその動機として前面にあげられてはいるが——三川への進出が悲願ともいべきものであったこと、またこれに対して韓は宜陽に防衛の拠点を置いていたこと、などが知られるのである。

そして激しい攻防戦の末に宜陽が陥落(前三〇七年)して以降、秦の勢力は次第に三川の地を浸食してゆく。前二八八年には齊・趙・韓・魏・燕の五国が連合して秦を攻撃するが、連合軍は成皋や榮陽に集結はしたものの、結局はなすところなく撤退している⁽¹⁴⁾。これなどは、諸国の思惑の違いによる攻撃側の足並みの乱れといった事情はあるにせよ、成皋・榮陽以西に秦の堅牢な防備体制がこの時期すでに存在していたことを、如実に示すものであろう。韓の領域から秦の版図へと入る事によって、三川の防備体制も、宜陽を拠点として西からの侵攻を食い止めようとするものから、成皋・榮陽付近を東方の備えとする体制へと、その重心を大きく転換することとなっ

たのである⁽¹⁵⁾。

こうした秦の支配が確立し、この地に三川郡が置かれたのは前二四九年のことであった。『史記』卷五秦本紀莊襄王元年条には、これについて

東周君與諸侯謀秦、秦使相國呂不韋誅之、盡入其國。秦不絕其祀、以陽人地賜周君、奉其祭祀。使蒙驁伐韓、韓獻成皋・鞏。秦界至大梁、初置三川郡。(東周君が諸侯とともに秦に対して陰謀をたくらんだため、秦は相國呂不韋にこれを撃たせて、ことごとくその国を接收した。秦はその祭祀を絶えさせることはせず、陽人の地を周君に賜い、その祭祀を奉じさせた。さらに蒙驁に韓を攻撃させると、韓は成皋・鞏を献じて秦の国境線は大梁にまで至ったので、初めて三川郡を置いた)

とある⁽¹⁶⁾。ここでは相國である呂不韋が、東周誅滅などで三川郡設置に直接に関わっているが、この年にはまた洛陽に封邑を獲得している⁽¹⁷⁾。のちに呂不韋は嫪毐の乱で失脚して秦王・政十一(前二三六)年には封地に移ることとなるが⁽¹⁸⁾、それについての『史記』卷八五呂不韋列伝の

出文信侯就國河南。歲餘、諸侯賓客使者相望於道、請文信侯。秦王恐其爲變(文信侯〔呂不韋〕を都から追って河南の封邑に移らせた。それから一年あまりの間、諸侯の賓客・使者は道にあい望むありさまで相次いで文信侯のことを取りなしにきた。秦王は〔このような輿望のある〕呂不韋が変事をなす事を恐れた)

という記事からは、洛陽の封地に拠る呂不韋が、秦王・政(のちの始皇帝)が脅威を感じるほどの隠然たる勢力をこの地を中心に扶植していたことがうかがわれる所以であり、彼が宰相であった十数年の間——それはこの三川郡が存続していた時期のおよそ三分の一に相当する——少なくとも洛陽一帯を中心とする三川郡が、宰相として秦の実権を握っていた呂不韋の強い影響下にあったことがうかがわれる所以である。その意味で秦王・政と呂不韋との権力闘争は、その副次的な部分において、三川郡の争奪という側面をも有していたのではなかろうか。そして翌秦王・政十二(前二三五)年の呂不韋の自裁によって、この郡は最終的に秦王の直接の掌握の下に置かれることとなったのである。

その後の統一期に及ぶ三川郡の詳細については明らかではないが、ここで一点指摘しておかなければならぬのは、敖倉の出現であろう。これについてはすでに別稿⁽¹⁹⁾にて論じたところであるが、秦は統一後、平野部西端に位置し水陸の交通の要衝でもあるここ滎陽の地に敖倉を設置し、新たに版図に加えられたはるか広大な東方の地、山東の穀物を集中して貯蔵し、さらにはその一定部分を漕運路によって関中へと運んでいったのであった。それは関中による東方の被征服地からの収奪、という地域間支配の側面を如実に体現するものであったが、このような敖倉の存在は同時に、秦代統一国家体制における東方支配の要としての三川郡の位置づけを象徴的に示すものであるともいえるであろう。

ところで、現在のところ三川の郡守として唯一名前の知られているのが、李由である⁽²⁰⁾。先述したように、この人物の父は始皇帝の宰相として有名な李斯であるが、その子の李由について述べた記事としては、後述する反乱時のそれを除けば、『史記』卷八七李斯列伝に次のようにあるにすぎない。

斯長男由爲三川守、諸男皆尚秦公主、女悉嫁秦諸公子。三川守李由告歸咸陽、李斯置酒於家、百官長皆前爲壽、門廷車騎以千數。(李斯の長男である李由は三川守となり、子息はみな秦の公主を娶り、息女はことごとく秦の公子たちに嫁いだ。三川守となった李由が休暇で咸陽に戻ってくると、李斯は自邸で宴を開いたが、百官の長はみな進み出て寿ぎ、門廷に集う車騎は千を単位に数えるほどであった)

李斯の栄華の絶頂期の様子を伝えるこの記事において⁽²¹⁾、一族の中でも特に李由の「三川守」のみが特筆されていることは、この三川郡守という地位が父親の権勢に対して釣り合うような顕職であったことをうかがわせる。と同時に、始皇帝の右腕ともいべき李斯の長子をその郡守に据えている点からも、三川郡の特別な郡としての位置づけをうかがうことができるであろう。

このように秦の統一体制のもとで、東方への備えとして着々と体制を整えつつあった三川郡ではあったが、始皇帝が没するや、早くも東方からの軍事的挑戦にさらされることとなる。次章ではその過程に注目することで、反乱軍を迎撃つ秦側の軍事的対応について、できるだけ詳しく見てゆくこととしたい。

三、三川郡のまもり

始皇帝の死後、陳涉・呉広の乱を皮切りとして、東方では反乱が続発する。こうした状況に直面して、三川郡はどのような対応を見せたのであろうか。本章ではこの点について、(一)呉広軍の滎陽包囲、(二)李由の敗死、(三)劉邦軍の進攻、の三つの局面に注目して取り上げ、それぞれに見てゆくこととしたい。

(一)呉広軍の滎陽包囲

前二〇九年七月、陳涉・呉広が大澤郷で決起するとその勢力はまたたく間にふくれあがり、張楚国が成立し、陳涉は王となる。さらに各地に軍が送られる中、三川には呉広の軍が進攻してくることとなった。『史記』卷四八陳涉世家によると

以呉叔爲假王、監諸將以西擊滎陽……呉廣圍滎陽。李由爲三川守、守滎陽、呉叔弗能下。(呉広を假王として、諸将を監督して西のかた滎陽を攻撃させた。……呉広は滎陽を包囲するが、李由が三川守となって滎陽を守っており、呉広の軍はこれを下すことができなかった)

とあり、三川郡の滎陽がかなり早い段階で反乱側の攻撃目標となっていたこと、そしてこれに対する三川郡の側も滎陽を重要な防衛拠点として徹底抗戦しており、その守りはかなり堅固なものであったこと、などがうかがわれるであろう。

さて、こうして呉広の軍が李由の籠もる滎陽を攻めあぐねている間に、反乱側では新たに周文を将とする軍を派遣する。周文の軍は激しい攻防のつづく滎陽を素通りして西進、函谷関を突破して関中に侵入し、一時はみやこ咸陽の間近にまで迫るが、秦将・章邯の軍に大敗して以後は敗走を重ねて壊滅してしまい、逆に章邯ひきいる秦軍がそれを追って三川に進出してきた。この状況に、滎陽を包囲している呉広の軍にも動搖が生じる。そこから呉広の謀殺、包囲軍の壊滅にい

たる状況については、陳涉世家に以下のように記されている。

將軍田臧等相與謀曰「周章軍已破矣。秦兵旦暮至、我圍滎陽城弗能下。秦軍至、必大敗。不如少遺兵、足以守滎陽、悉精兵迎秦軍。今假王驕、不知兵權、不可與計、非誅之、事恐敗。」因相與矯王令以誅吳叔、獻其首於陳王。陳王使使賜田臧楚令尹印、使爲上將。田臧乃使諸將李歸等守滎陽城、自以精兵西迎秦軍於敖倉。與戰、田臧死、軍破。章邯進兵擊李歸等滎陽下、破之、李歸等死。([攻囲側の] 将軍である田臧らはたがいに相談して言った「秦軍が間もなく迫ってくるというのに、わが軍は滎陽を陥とすことができずにいる。このまま秦軍が到着してしまえば、[腹背に敵をうけることとなるわが軍は] かならずや大敗することになるであろう。少し抑えの兵を残しておけば滎陽を包囲し続けることはできるのだから、ここは他の精兵を総ざらえして秦軍を迎撃するのが最善の策である。なのに假王は驕るばかりで戦いといいうものを知らず、ともに計るに価しない。これを除いておかなければ、このまま破滅するしかないであろう。」そこで王命であると偽って呉広を殺し、その首を陳王に献じた。陳王は使いをやって田臧に楚の令尹の印を授け、上将とした。田臧は諸将の李帰らを滎陽城への抑えとして残し、みずからは精兵を率い西進して秦軍を敖倉で迎撃ったが、田臧は戦死し、反乱側は敗れた。章邯はさらに軍を進め、李帰らを滎陽城下に撃ってこれを破り、李帰らも敗死した)

これによれば、「兵權を知る」と自負する田臧らから見ても、滎陽の守りは容易には抜きがたいものであると認識されていたことが知られるのである。

かくして包囲軍は壊滅し、滎陽は三、四ヶ月にわたる籠城戦を守りきった⁽²²⁾。しかし、包囲解除後に秦の朝廷がまず行ったのは、三川郡（李由）に対する責任の追及であった。李斯列伝には、次のようにある。

李斯子由爲三川守、羣盜呉廣等西略地、過去弗能禁。章邯以破逐廣等兵、使者覆案三川相屬、請讓斯居三公位、如何令盜如此。（李斯の子の由は三川守となりながら、「群盜」である呉広らが西へと侵攻してきても、[周文の軍が?] 通過するのを阻止することができなかった。章邯が反乱軍を破って駆逐すると、三川への糾問の使者が相次ぎ、李斯にも三公の位にありながら、どうして「盜」たちをこのようにのさばらせたのか譴責が降された）

見られるように、ここでは三川郡が反乱軍を完全に食い止めることができなかつたのが問題とされているようであり、三川郡がいわば關中の「防波堤」として、東方からの軍事的進攻を防ぐ役割を秦の統一国家体制のもとにおいて求められていたことを確認することができるであろう。なお、李斯列伝にはこのほかに

丞相長男李由爲三川守、楚盜陳勝等皆丞相傍縣之子、以故楚盜公行、過三川、城守不肯擊。（丞相の長男である李由は三川守となっているが、楚盜・陳勝等はみな丞相の故郷と近い県の出身で、そうした関係から楚盜どもが横行して三川に侵入しても、籠城したまま積極的に攻撃しようとしているのです）

と、李斯の政敵である趙高が「三川守が盜と通じていた」ことを二世皇帝に讒言した内容も伝えている。そのこと自体はもとより事実無根の誹謗であるにすぎないが、それが讒言の内容として

有効であった一つの理由としては、三川郡の動向に対して中央が潜在的に強い警戒感を抱いていた、という事情も考えられるのではなかろうか。先の呂不韋の場合も同様であるが、宰相や宰相の身内など親近のものに三川郡を委ねているのは、この戦略上の要地を重視する秦代統一国家の姿勢のあらわれであった。しかしそれは一面において、ここに見たような問題を構造的に抱え込むものでもあったのである。

ちなみに、ここで李由が「楚盜」に対して「城守して、撃つを肯んぜざる」ことが問題視されているのは、二世皇帝のもとではこの反乱は「反」ではなく「盜」であるとの大前提のもと、「盜であるならば郡の守・尉が追捕の責を負うべきものである」という、あの周知の事例に見られる原則⁽²³⁾によるものであったと考えられる。これがもし、郡レベルでは到底対応しきれない「反」であると認定されていたならば、その時は中央軍が出動することとなっていたのだろう⁽²⁴⁾。しかし現実にはそれが「盜」であると規定されたことによって、三川郡は東方からの大軍に独力で立ち向かわざるをえなくなったのであり、滎陽に籠城して呉広の大軍を食い止めるものの、新たに派遣されてきた周文の軍を阻止することはできなかった。ここに至ってようやく中央軍の出動となるが、三川での攻防がいったん終息した後、「城守」するばかりで追捕することをせず、「盜」を食い止めることができなかつた三川郡（李由）の責任が問われることとなったのである——こうした事態の展開のうちに、秦の統一支配のやや具体的なあり方を垣間見ることができるであろう。

呉広軍の滎陽包囲は、かくして終結した。三川郡がふたたび東方からの脅威にさらされこととなるのは、劉邦軍の進攻によってであるが、それについてふれる前に、まずは李由のその後の動向について見てみることとしたい。

（二）李由の敗死

滎陽包囲軍を壊滅させた章邯ひきいる秦軍は、さらに進んで陳涉を滅亡に追い込むと、次には北に転じて魏や齊などの反乱勢力の鎮圧に奔走する。連戦連勝の秦軍ではあったが、懷王を擁立した項梁の楚軍に東阿などで敗れると攻守は逆転した。濮陽に退いて立て直しをはかる秦軍に対して、項梁は定陶を包囲するとともに、項羽や劉邦（沛公）を西方の切り取りへと派遣する。三川守李由の動向がふたたび知られるのは、まさにこの時のことであった。これについて、たとえば『史記』卷八高祖本紀には、

沛公與項羽西略地至雍丘之下、與秦軍戰、大破之、斬李由。（沛公は項羽とともに地を略しつつ西に進み、雍丘の下に至って秦軍と戦い、大いにこれを破って李由を斬った）

とあり、また『史記』卷十六秦楚之際月表には、二世二年八月のこととして「三川守李由を雍丘に斬る」とあるなど、「三川守」である李由が東隣である碭郡境内の雍丘において項羽や劉邦らの楚軍を迎撃ち、敗死したことが知られるのである。

ここで李由の側の事情について直接に述べた記事は残されていないが、対手である劉邦軍の功臣たちの事蹟には、その戦歴として関連する記載が見えており、そこから断片的な情報を得ることができる⁽²⁵⁾。わけても『史記』卷五四曹相國世家には「南して雍丘を救い、李由軍を撃つ⁽²⁶⁾」

とあり、ここに「救う」とあることから、このとき李由の軍は、反乱側についていたであろう雍丘を攻撃していたことになるであろう。前掲の高祖本紀の記事に「雍丘之下」という書き方をしているのも、あるいはのことと関わるものであるかもしれない。

一方、雍丘に至る項羽や劉邦ら楚軍の進軍ルートについては、『史記』卷九八斬歎列伝から「宛朐→済陽→雍丘⁽²⁷⁾」という進路が知られ、さらに卷九五夏侯嬰列伝の「済陽→戸牖→雍丘⁽²⁸⁾」などとも合わせて考えるならば、定陶から済水に沿って宛朐、済陽、さらに戸牖と西に向かって転戦した後に、南下して雍丘に達したものと見ることができる。なお、済陽、戸牖からさらに西の臨濟で戦った記事も見えており⁽²⁹⁾、とくにそのうちの『史記』卷五七絳侯周勃世家には、

襲取宛朐、得單父令。夜襲取臨濟、攻張、以前至卷、破之。擊李由軍雍丘下（宛朐を攻め落とし、單父令を捕らえた。臨濟を夜襲して陥落させ、張を攻め、進んで卷にまで至りこれを破った。李由軍を雍丘の下に撃った）

とあり、張（『漢書』卷四〇周勃伝では「壽張」にする）の所在は明らかではないものの⁽³⁰⁾、おそらくは別働隊であろうこの周勃の部隊は、そのまま西進して三川郡境内の卷県にまで達していた。もっとも、この軍もそれ以上は深入りしなかったようであり、見られるように、結局は雍丘での戦闘に参加している。

このあと項羽や劉邦の楚軍は、定陶での項梁の敗死によって最終的に撤退することとなるが、その前後に陳留や開封など雍丘のさらに西方で転戦しており⁽³¹⁾、また先述のように別働隊が卷県に達していることとも合わせて、それが本来は「西に地を略」しつつ三川郡方面へと向かうものであったことが推測される。一方、三川守である李由は隣郡に越境して雍丘を攻撃していたのであり、そこで両者が衝突したのがこの戦いなのであった。

ここで李由が三川の郡守でありながら、他の郡での反乱鎮圧に当たっていた事情については定かではない。しかし前節でも見たように、このとき李由は中央での権力闘争もからんで反乱軍へ

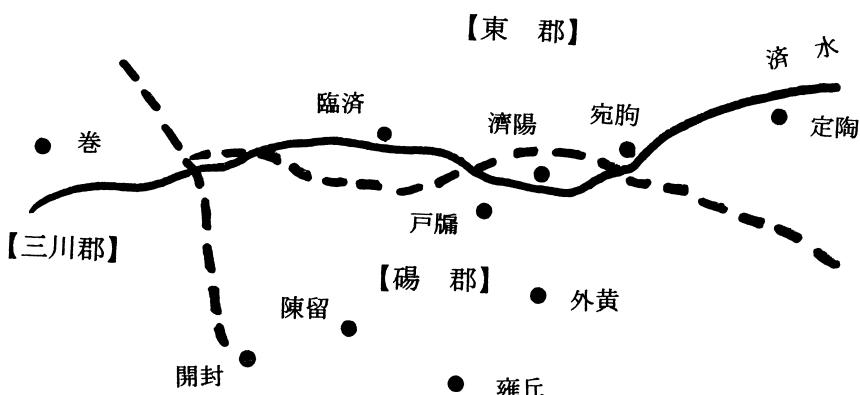


図2 雍丘の戦関係地図

（譚其驥主編『中国歴史地図集』第二冊をもとに作成。ただし開封の所属については議論が分かれている）

の対応についての責任を強く問われている立場にあり、かつ章邯ひきいる中央軍が各地の反乱勢力鎮圧に奔走し、それに対して「秦兵日に益し」、「秦果たして悉く兵を起こして章邯に益す⁽³²⁾」といった総力をあげたバックアップがなされていたことなどからすると、それは三川郡単独の動きであるというよりは、章邯の鎮圧軍もしくは中央の強い統制の下での、全体の鎮圧作戦の一翼を担う軍事行動であったと見た方がよいのではなかろうか。そもそもしそうであるならば、郡守不在の三川の地のまもりも、中央の強い統制・管理下に置かれていた可能性が考えられるのであるが、この点にも関連して、次節では李由死後の三川郡の状況について見てみることとしたい。

(三) 劉邦軍の進攻

前二〇八年八月、章邯ひきいる秦軍は定陶で項梁を敗死させると、北に転じて趙を伐ち、鉅鹿を包囲する。一方、破れた楚軍はいったん彭城に退いた後、宋義や項羽の主力軍を趙の救援に派遣するとともに、別働隊として劉邦の軍を西へと向かわせたのであった。劉邦軍は碭、昌邑、陳留、開封など、曲折を重ねながらも碭郡を中心に転戦しつつ、次第に三川郡へと迫ってゆく⁽³³⁾。これについて、『史記』卷八高祖本紀には、

西與秦將楊熊戰白馬、又戰曲遇東、大破之。楊熊走之滎陽、二世使使者斬以徇。（劉邦軍は〔開封から〕西に進んで秦の将である楊熊と白馬で戦い、また曲遇の東で戦って大いにこれを破った。楊熊は滎陽に敗走したが、二世は使者をつかわしてこれを斬って見せしめとした）

とある。『史記』卷十六秦楚之際月表、『漢書』卷一高帝紀上などによれば、それは前二〇七年三月のことであった⁽³⁴⁾。ここに見える白馬については、諸家の注釈はおおむね東郡の白馬県のこととしているが、それでは大きく東方に戻ることとなってしまう上、何より「開封から西に」という記載と矛盾する⁽³⁵⁾。その正確な位置については明らかにすることはできないが、おそらく開封と曲遇の間にあったと考えるのが妥当であろう。曲遇は『続漢書』卷十九郡国志河南尹条の中牟県の項に「曲遇聚あり」と見えるのがそれであるとされており、三川郡の境内であった可能性が高い。また、『史記』卷九八傅寬列伝には「楊熊を曲遇・陽武に擊つ」などとあり、陽武は三川郡の属県である⁽³⁶⁾。これらから、三川郡に進攻してきた劉邦軍に対して、楊熊を将とする秦軍が迎撃したことが確認されるであろう。

この楊熊については具体的なことは明らかではないが、滎陽に敗走していることから、ここでも滎陽が三川における秦軍の拠点であったことがわかる。また、このとき李由の後任となる三川の郡守が存在していたかどうかについても不明ではあるものの、敗軍の将となった楊熊に対して、二世皇帝が使者をおくり誅殺していることからするならば、この時点における三川郡は、あるいは中央直轄といつてもよいほどの、強い統制下に置かれていたであろうことが推測されるのである。

さて、楊熊を破った劉邦であったが、この後はそのまま西進することなく、軍を南に転進させる。これについて『史記』高祖本紀では、

南攻穎陽、屠之。因張良遂略韓地轡轅。當是時、趙別將司馬卬方欲渡河入關、沛公乃北攻平陰、絕河津。南、戰雒陽東、軍不利、還至陽城。（南に穎陽を攻めてこれを陥とし、張良によっ

て韓の地を攻略して轡轅〔に進んだ?〕⁽³⁷⁾。この時にあたり、趙の別働隊の将である司馬卬がちょうど河水を渡って〔南下し〕閼中に進攻しようとしていたので、沛公は北に進んで平陰を攻め、河水の渡し場を封鎖した。南に進んで洛陽の東で戦うも戦況に利なく、撤退して陽城に至った)

とあり、その大まかな経緯を知ることができる。ちなみに、秦楚之際月表や『漢書』高帝紀上によれば、これらは四月のことであった。

このうち前半の、劉邦軍が洛陽一帯の伊洛盆地に至る行程については、これまた功臣たちの戦歴などから、いま少しくわしい経由地を補うことができる。すなわち、それらには

- ① 「陽武→轡轅→緜氏→平陰→戸北⁽³⁸⁾」（卷五四曹相国世家）
- ② 「長社→潁陽→緜氏→平陰→戸北⁽³⁹⁾」（卷五七絳侯周勃世家）
- ③ 「宛（苑）陵→長社→轡轅→平陰→戸⁽⁴⁰⁾」（卷九五樊噲列伝）
- ④ 「長社→緜氏→平陰→洛陽東⁽⁴¹⁾」（卷九五酈商列伝）

などとあり、ほかに——直接に経路を示したものではないが——「擊陽城」（卷九三韓信列伝）、「留守陽翟」（卷五五留侯世家）とあるのも参考にするならば、それはおおよそ

陽武→宛陵→長社→潁陽→陽翟→陽城→轡轅→緜氏→平陰→戸（北）／洛陽東→轡轅⁽⁴²⁾→陽城

というものであったと考えられる。これらの経由地を地形図に示したものが図3であるが、一見して明らかなように、劉邦軍が滎陽への直接の攻撃を避けて山地帯を迂回し、伊洛盆地に出るルートを取ったことが知られるであろう。そしてこのことから逆に、難攻不落の拠点としての、滎陽の防備体制はこの時点でも依然として健在であったことがうかがわれる⁽⁴³⁾。

なお、これに関連して⑤『史記』卷九五灌嬰列伝には、

從攻陽武以西至雒陽、破秦軍戸北、北絶河津（[沛公に] 従って陽武を擊って西進して洛陽に至り、秦軍を戸の北で破り、北進して河津を封鎖した）

という記事があり、これによれば、陽武からそのまま西に進んで洛陽に至った部隊もあったようにも思われる。ただしそれは、ここまでに見てきた他の史料や状況とは食い違うものであり、ここではまずは、「以西至雒陽」を「(迂回したことも含めて結果として) 西の洛陽に至った」として解釈しておく。ちなみにこの⑤の記事では、戸北の戦いと河津封鎖の順序も他とは異なつており、その史料としての性格について、いささかの検討が必要であるかもしれない。

さてこのように劉邦軍は、滎陽の難関を避けるかたちで洛陽一帯の地に侵攻した。轡轅を越えて緜氏から伊洛盆地に入り、一時は盆地北端の平陰にまで進出して河津を封鎖し、趙軍の進攻を阻止したりもするのであるが、結局は秦軍の反撃をうけて、南への撤退を余儀なくされてしまったこと、前掲の記事に見る通りである。そこからは、この地域の秦の防備体制が意外に強固なものであったことを見て取ることができるであろう。

もっとも、その具体的なあり方となると、たとえば劉邦軍は「雒陽東」（前掲高祖本紀、④ほか⁽⁴⁴⁾）や「戸（北）」（①、②、③、⑤）で戦ったとされているが、その先後関係の如何、あるいはそもそも両者は別個の戦いであったか否かについても明らかではなく、またその相手について

も、③、④、⑤や夏侯嬰列伝⁽⁴⁵⁾などに「秦軍」とはあるものの、それが中央軍であったのか三川郡の軍なのか、あるいはそれは滎陽から出動してきたのか、洛陽もしくはその一帯の軍が対応しているのか等々、ほとんど手がかりは残されていない。ただ、戸北の戦いにおいて「趙賁の軍を戸北に撃つ」(①、②)とあるが、この趙賁という人物については、曲遇での戦いの前に開封でも劉邦軍と戦っていることが見えており⁽⁴⁶⁾、ここから滎陽以東の平野部で反乱軍と戦っていた秦軍が、このとき洛陽一帯の防衛に回されていたと考えることができる。さらに前節でもふれた「秦兵日に益し」、「秦果たして悉く兵を起こし」という状況からするならば、秦本土からの増援部隊がこの地に展開していた可能性もきわめて高い。これらのことからすれば、それはもはや「三川郡」の枠を超えたレベルでの防備体制であったと見ることができる。

このようにここでは、ほぼ「中央直轄」に近い状況のもと、滎陽のみならずそれ以西の洛陽一帯の地域においても、その防備体制はかなり堅固で充実したものとなっていた。それゆえにこそ劉邦の軍も、滎陽を回避してこの地域に侵攻しながら、結局はこのルートからの関中進攻を断念せざるを得なかつたのである。それはかつて呉広が滎陽を包囲している間に、周文の軍がこの地域をやすやすと通過してしまったのとは、明らかに異なる状況なのであった。そこには危機的な状況に直面する中で、三川郡を「防波堤」として東方からの軍事的進攻を阻止する——という秦代統一国家体制の実態が、むき出しの形であらわれているといえるであろう。

劉邦の軍が南に去った後、最終的に三川郡を降したのは趙の配下にあった申陽という人物であった。これについて『史記』卷七項羽本紀には、十八王分封の際の記事として

瑕丘申陽者、張耳嬖臣也。先下河南、迎楚河上（瑕丘の申陽は、張耳の嬖臣である。先に河南（三川）を降して、楚軍を河のほとりに迎えた）

とあり、また秦楚之際月表には、この年の七月条に「申陽は河南を下して、楚に降る」とする。申陽がどのようにしてこの難攻不落の郡を降したかについては、まったく記録が残されてはいないが、秦の主力である章邯の軍がこの月に項羽に降伏したこと（同表）と、おそらくは無関係ではないであろう。秦将として戸北で劉邦軍と戦ったあの趙賁の名が、後に雍王となった章邯の部

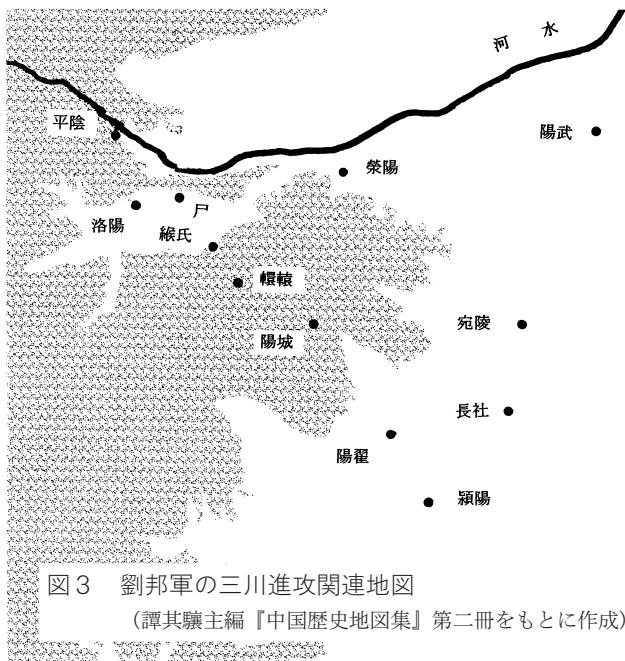


図3 劉邦軍の三川進攻関連地図

（譚其驥主編『中国歴史地図集』第二冊をもとに作成）

将として見えること⁽⁴⁷⁾などからも、三川で反乱鎮圧に当たっていた秦軍は、河北での主力軍の降伏をうけて、もはや閔中の「防波堤」としての機能を果たすことなく、そのまま反乱側に投降したのではないかと推測されるのである。そもそもしこの推測が正しいのであれば、この時点での三川における秦軍は、やはり中央軍の一部としての性格をより強くもっていたものと見ることができるであろう。

四、終章——秦代国家の統一支配・補論

以上、本稿では三川郡という地域に注目して、多分に推測を交えながらも、秦末の諸反乱におけるこの郡の軍事的な対応のあり方について検討を加えてきた。その経緯をいま一度簡単にふりかえっておくと、陳涉・呉広の反乱が起こると早々に呉広の軍がこの地に迫ってきたものの、三川郡の側は滎陽に籠城し、包囲戦を耐え抜いてこれを足止めする。この段階では三川郡が独力で反乱軍に対していたものと思われるが、やがて新手の反乱軍が滎陽を素通りして閔中に進攻するに至って章邯ひきいる中央軍が鎮圧に出動し、それによって滎陽の包囲も解除されたのであった。なお、その後に三川守である李由が東隣の碭郡境内にまで進んで反乱鎮圧に当たっているのは、三川郡自身の対応というよりは、中央の強い統制の下での、全体の鎮圧作戦の一翼としての軍事行動であった可能性が高い。李由は劉邦の軍と戦って敗死するが、やがて今度はその劉邦軍が三川郡へと迫ってくる。劉邦の軍は三川郡の東境を侵すも、滎陽を避けて南から迂回して洛陽一帯に侵入した。しかし結局は秦軍の反撃をうけて撤退を余儀なくされたのであり、この段階ではほぼ中央直轄に近い状況のもと、滎陽のみならず以西の洛陽一帯の地域においても、その防備体制はかなり堅固で充実したものとなっていたことが知られるのである。

このように三川郡は、閔中の「防波堤」として東方からの軍事的侵攻を阻止する——さらには東方へと軍事力を展開する「橋頭堡」としての——役割を担っていたのであり、秦代統一国家はこうした三川郡に対して、滎陽にかなり強固な防衛拠点を置き、場合によっては直接的な防備体制を展開するなど、軍事的に中央の強力な統制の下に置いていたのであった。本稿の序章において、敷倉の設置や宰相の子息である李由が郡守となっていたこと、あるいは秦末、各地で東方諸国が復活してゆく中で韓のみがひとり押さえ込まれていることなどから、三川郡は統一秦において特別な位置づけがなされ、その統制が格段に強く及ぶ地域であることを想定したのであったが、ここでの以上のような検討の結果も、このことをある程度具体的に裏付けるものといえるであろう⁽⁴⁸⁾。また秦代国家の統一支配体制は、これも前述したように、「本土」である閔中地域（ならばにその後背地）が「被征服地」であるその他の地域を支配し収奪するようなものであったと考えられるのであったが、以上の検討をふまえるならばさらに、秦は後者のうちの三川郡を強力な統制下に置くことによって、他の「被征服地」への支配を展開していた——と補足して理解することができるものと思われるるのである。

さらに前稿では、秦が「城壁墮壊」政策を通じて被征服地の主要都市の自衛力を奪い、その支配を貫徹させようとしたことを論じてきた。しかしながら、ここでの議論に関わる劉邦軍の具体

的な行程などから見るならば——滎陽は別格としても——定陶や外黄、昌邑、開封、そして洛陽など、攻撃に対して持ちこたえている都市が意外に多いことが目につくのであり、その点で前稿での議論の有効性は、いささか制約されたものとならざるをえないであろう。とくに楚漢抗争期にあって陥落・降伏を繰り返し、何度もその帰属を変えていた典型的な例として挙げていた梁地の昌邑の場合などについては、「城壁墮壊」政策以外の要因を考える必要があるものと思われる。

以上、秦末の諸反乱に際しての三川郡の軍事的な状況に注目することで、秦代における統一国家支配のあり方について論じてきたわけであるが、最後にその位置づけやその後の展開を前漢時代との比較から見てゆくことで、ここでのささやかな考察をしめくくることとしたい。

秦の滅亡後、三川郡は項羽の十八王分封体制のもとで、あの申陽を王とする「河南国」となる。しかし間もなくそれは劉邦の漢によって滅ぼされ、あらためて「河南郡」が設置された。以後、楚漢抗争期を通じてこの地が両軍激戦の場となったことは、周知のところであろう。前漢成立当初、一時は洛陽に都が置かれたりもするものの、秦と同様に關中を基盤とする体制が継続する中で、河南郡は基本的には依然として關外の「支配される側の地域」に属していたのであった⁽⁴⁹⁾。

前漢時代のこの地域をめぐる状況については、かつて別稿でも論じたことがあり、それを簡単にまとめると、この時期には淮南王黥布の反乱（前一九六年）や濟北王の反乱（前一七七年）、吳楚七国の乱（前一五四年）、あるいは淮南王の反乱計画などが記録されているが、それらにおいては「滎陽の敖倉をおさえ、成皋の交通を杜絶し、洛陽の武庫⁽⁵⁰⁾を取る」ことがある程度共通の目標とされており、逆に王朝側はこうした事態を危惧していた。一方、これに対して前漢王朝は、

高祖死去	灌嬰が滎陽に駐屯	『史記』卷八高祖本紀ほか
呂后没時の齊王の挙兵	灌嬰が滎陽に駐屯	『史記』卷九呂太后本紀
濟北王の反乱	繪賀が滎陽に駐屯	『史記』卷一〇孝文本紀ほか
吳楚七国の乱	竇嬰が滎陽に駐屯	『史記』卷一〇六吳王濞列伝ほか
新末の東方の反乱	陽陵が敖倉、王尋が洛陽に駐屯	『漢書』卷九九王莽伝下

といったように、有事の際には滎陽（あるいは洛陽も）に中央軍を派遣し、直接の統制下に置くという体制をとっていたのである⁽⁵¹⁾。

このように、前漢時代においても河南郡（わけても滎陽、成皋や洛陽一帯）は引き続き戦略上の要衝となっており、ややもすれば中央の強力な統制のもと、關中の「防波堤」として東方からの軍事的侵攻を阻止し——さらには「橋頭堡」として東方へ軍事力を展開する——役割を担っていたであろうこと、やはり秦代の三川郡の場合と同様であったものと思われる。この点において河南郡は、前漢統一国家にとっても特別な地域なのであった。「洛陽には武庫や敖倉があり、天下の要衝、漢の重要な都市である。代々、皇子を洛陽に封じた先例はない⁽⁵²⁾」——齊王・閼の封建に際して、洛陽への封建を求めた生母に対し武帝が発したこの言葉は、このあたりの事情をよく物語っている。

しかし一方ではこの武帝期あたりから、中央集権が進み統一が成熟してゆく中で、この地域の役割や位置づけもまた微妙に変化してゆく。そのあらわれが、元鼎三（前一一四）年の「廣闕」であり、また「司隸校尉部」の出現であった⁽⁵³⁾。「廣闕」とは、函谷關などによって形成される國

内の関所のラインを、黄土高原の丘陵山地帯と東方平野部との境にまで大きく東に移動して、關中を拡大したものである。河南郡においては、函谷關が伊洛盆地西端の新安に移ってきたのであるが、その結果、翌元鼎四（前一三）年には函谷新關以西の、すなわち新安以西の丘陵山地帯の部分が「弘農郡」としてあらたに河南郡より分置された。三川郡の後身である河南郡は、このときより東半部の（新）河南郡と西半部の弘農郡とで、関所の内外に分かれることとなったのである。一方、武帝期以来、部刺史が「州」すなわち複数の郡からなる監察地域を管轄するような体制がとられるが、首都圏周辺にはいわば「特別な州」として「司隸校尉部」が置かれ、河南郡と弘農郡は、京兆尹・左馮翊・右扶風の「三輔」（およそ旧内史地区に相当）および河東、河内とともに、この首都圏の特別区域に属することとなったのである。

防衛線としての性格を有する国内の関所のラインを大きく東に移動して、旧河南郡西半部の丘陵山地帯を「新關中」を取り込み、また監察などの面では、首都圏の三輔とともに中央の直接の統制下に置く——それは前漢統一国家によるこの地域への統制、支配の新たなあり方を示すものであった。いささか図式的な理解ながら、戦国秦が成皋や滎陽などで他の東方諸国と対峙しつつ三川一帯の制圧を進めていった段階でのこの地域に対する支配のあり方としては、戦略上の拠点を中心とする軍事的側面が突出したものであったことは想像に難くない。「三川郡」の設置は、その支配がある程度まで確立、安定化したことを示しているが、「被征服地」でありながら軍事上の要衝でもあるこの郡に対しては、ここまでに見てきたように、有事の際には滎陽などの拠点に中央軍を派遣し直接の統制下に置くなど、そこにはなお、前代からのむき出しの軍事的支配のあり方が色濃く残っていたのである。呂不韋や李由の例のように、宰相あるいは宰相の身内といった親近のものに三川郡を委ねる一方で、その動向に対して強い警戒感を抱かなくてはならなかっことなども、このことの一つのあらわれといえよう。三川郡のこのようなあり方は、当時における統一国家の体制がなお未熟かつ不安定なものであったことと無関係ではないと思われる。

このように見てくるならば、「廣關」による「新關中」や、「司隸校尉部」の出現した前漢武帝期以降においては、この地域に対して、よりきめ細かい統制、支配が及ぼされるようになっていたということができるであろう。昭帝期のことであるが、『漢書』卷七四魏相伝には

後遷河南太守……會丞相車千秋死、先是千秋子爲雒陽武庫令……大將軍霍光果以責過相曰「幼主新立、以爲函谷京師之固、武庫精兵所聚、故以丞相弟爲關都尉、子爲武庫令」（のちに河南太守に遷った……たまたま丞相の車千秋が亡くなつたが、これより先にその子を洛陽の武庫令にしていた……大將軍霍光が魏相を問責して言うには「幼帝がお立ちになつたばかりでもあり、函谷關は京師の固め、武庫は選りすぐりの兵器が集中して貯蔵されているところであることを考慮して、それゆえに丞相の弟を關都尉に、子を武庫令としたのである）

とあって、この時期にも丞相の身内をこの地域の要職に配していることが知られるが、しかし秦代の三川郡における呂不韋や李由などの場合とは異なり、ここでの彼らの地位は要職とはいえどもかなり制約されたものにすぎず⁽⁵⁴⁾、この地域を統制、支配するに当たって人的なつながりに依存する割合は小さくなつていてこと、言い換えるならば、それだけ制度的な側面が整備されてきているであろうことが、ここからもうかがわれるのである。

ところで、武帝期における「廣閑」や「司隸校尉部」の出現は、こうした制度面での整備とは別に、統一国家体制におけるこの地域の位置づけという、いま一つの重要な問題にも関わるものでもあった。すなわち、これまたかつて論じたように、それまでの「本土」と「被征服地」といった「地域間での支配—被支配の関係」が、統一が持続する中でしだいに相対化してゆき、その結果出現したのが、「新閑中」や「司隸校尉部」など両者の中間的な性格をもつ特別地域であったと考えられるのである⁽⁵⁵⁾。これを河南（・弘農）郡について見るならば、「被征服地」でありながら東方支配の要である——というこの郡の「特別な地域」としてのあり方が、こうした中間地域に取り込まれることにより、統一国家体制下において制度的にはじめて位置づけられたものといえるであろう。これ以降、中央集権体制の確立、強化とともに、この郡の閑中の「防波堤」としての役割は次第に後退してゆくものの、翼奉や王莽の洛陽への遷都論、あるいはそれを前提とした畿内制度構想に見られるように⁽⁵⁶⁾、その政治的な地位はますます上昇してゆく。かつて「支配される側の地域」に属していた三川あるいは河南郡のこのような変遷のあり方は、そのまま秦漢統一国家体制の展開を体現したものであるといえよう。そして後漢時代には、ついに洛陽に都が置かれるに至る⁽⁵⁷⁾。その要因は多岐にわたるであろうが、ここまでに見てきたような一連の流れは、その重要な背景の一つをなしていたものと思われるのである。

註

- (1) 「閑中」の語によって示される地域の範囲は、時代さらには広義・狭義の用法の違いなどによって多様である。近年公刊された江陵張家山出土の「二年律令」は前漢前期の史料ではあるが、秦の「閑中」あるいは「内史」について考える上でも貴重な事例を提供している。森谷一樹『二年律令』にみえる内史について（富谷至編『論考篇 江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』、朋友書店、二〇〇六年）参照。本稿では「閑中」、「内史」とともに、渭水盆地一帯の、のちの三輔に相当する地域を指す語として用いることとする。
- (2)拙稿「漢代三輔制度の形成」（池田温編『中国礼法と日本律令制』、東方書店、一九九二年）、「前漢『畿輔』制度の展開」（平成二・三年度科学研究費補助金・一般研究〔B〕研究成果報告書『出土文物による中国古代社会の地域的研究』〔代表・牧野修二〕、一九九二年）など。
- (3)拙稿「秦代国家の統一支配——主として軍事的側面から——」（平成五年度科学研究費補助金・一般研究〔B〕研究成果報告書『「史記」「漢書」の再検討と古代社会の地域的研究』〔代表・間瀬収芳〕、一九九四年）参照。
- (4)拙稿「秦邦——雲夢睡虎地秦簡より見た「統一前夜」——」（『論集・中国古代の文字と文化』、汲古書院、一九九九年）では、戦国後期におけるこうした状況について言及している。
- (5)『史記』卷十六秦楚之際月表、卷五五留侯世家、卷九三韓信列伝など参照。
- (6)『史記』卷五秦本紀莊襄王元年条集解などに引く韋昭に「有河・洛・伊、故曰三川。」とある。
- (7)前漢時代にわたる（属県を含めての）沿革については、周振鶴『西漢政区地理』（人民出版

社、一九八七年、北京）参照。

- (8) 『秦代政区地理』（社会科学文献出版社、二〇〇九年、北京）。このほかに三川郡の境域や属県について示したものとしては、譚其謙「秦郡界址考」（『真理雑誌』第一卷第二期、一九四四年。のち『長水集』上、人民出版社、一九八七年、北京、に所収）、譚其謙編『中国歴史地図集』第二冊（地図出版社、一九八二年、上海）、馬非百『秦集史』（中華書局、一九八二年、北京）郡縣志上などがあるが、個々の点については相違も見られる。後注（31）参照。
- (9) 三川郡の治所の問題については、前注（8）掲、馬非百『秦集史』郡縣志上・三川郡の条に諸説の整理がなされているほか、施之勉『漢書補注辨證』（新亞研究所、一九六一年、香港）地理志河南郡条などにも言及があり、洛陽が三川郡治となっていたことの有無がそこで争点となっている。
- (10) 三川郡の簡単な地理的背景については、服部克彦『古代中国の郡縣とその周辺』（ミネルヴァ書房、一九六九年）に、前漢時代の河南郡や弘農郡についての言及がある。
なお、このほか三川郡について論じたものとして、王倩・薛瑞澤「三川郡考辨」（『河洛史志』一九九一年第二期）があるが、本稿執筆に際して参考することはできなかった。
- (11) 王子今『秦漢交通史稿』（中共中央党校出版社、一九九四年、北京）第9章、秦漢主要文化区の交通結構、など参照。
- (12) 「昭雎曰……秦攻三川、趙攻上黨、楚攻河外、韓必亡。」（『史記』卷四十楚世家懷王二十年条）。
- (13) 同様の記事が『史記』卷五秦本紀武王三年条、『戦国策』秦策二・秦武王謂甘茂条にも見えている。
- (14) 『戦国策』趙策四・齊欲攻宋秦令起賈章、同・五国伐秦無功罷於成臯章、魏策二・五国伐秦無功而還章、韓策一・五国約而攻秦楚王為章、『戦国縱横家書』第十二章など。
- (15) なお、『戦国策』趙策一・秦王謂公子他条には秦が韓を攻撃して滎陽を攻撃するという例や、趙策二・蘇秦從燕之趙条には韓が秦に対して成臯を守るという言及も見えてはいる。
- (16) 三川郡の設置については、『史記』卷六秦始皇本紀、卷十五六國年表、卷三四燕召公世家、卷八八蒙恬列伝などにも見えている。
- (17) 『史記』卷八五呂不韋列伝に「莊襄王元年、以呂不韋爲丞相、封爲文信侯、食河南雒陽十萬戸」とある。
- (18) 呂不韋の河南（三川）への移動の年代は『史記』六国年表による。
- (19) 拙稿「秦代国家の穀倉制度」（『海南史学』第二八号、一九九〇年）参照。なお、敷倉の遺址については、荊三林・宋秀蘭・張量・秦文生「敷倉故址考」（『中原文物』一九八四年第一期）がある。また敷倉についての研究として、宋傑「敷倉在秦漢時代的興衰」（『北京師範学院学報』社会科学版、一九八九年第三期）、張新斌「敷倉史迹研究」（『中国歴史地理論叢』第十八卷第一輯、二〇〇三年）などがある。
敷倉の管轄については、嚴耕望『中国地方行政制度史』秦漢地方行政制度（中央研究院歴史語言研究所專刊之四五、一九六一年、台北）第四章、郡国特殊官署では、『続漢書』百官志

三・大司農条の「滎陽敖倉官、中興皆屬河南尹」から、それは前漢時代には中央の大司農に属していたのが、後漢には河南尹に改属したとしており、秦代も中央の直轄であったと考えてよいであろう。

- (20) 前注（8）掲、『秦集史』守令・郡守表参照。
- (21) 李斯列伝の構成や性格については、宮崎市定「史記李斯列伝を読む」（初出一九七七年、のち『宮崎市定全集』5、一九九一年、岩波書店、に所収）参照。
- (22) 滎陽攻防戦の時期や期間などについては明記されていないが、『史記』秦楚之際月表では、周文の兵が咸陽近郊にまで迫ったのが二世元年九月、周文の敗死が二世二年十一月とされており、これについて考える上で一つの目安にはなるものと思われる。
- (23) 『史記』秦始皇本紀二世皇帝元年七月条の「謁者使東方來、以反者聞二世。二世怒、下吏。後使者至、上問、對曰、『羣盜、郡守尉方逐捕、今盡得、不足憂。』上悅」や、卷九九叔孫通列伝の「安敢有反者。此特羣盜鼠竊狗盜耳、何足置之齒牙間。郡守尉今捕論、何足憂」など。
- (24) 前注（23）掲、叔孫通列伝の記事の少し前には、陳涉らの反乱を「反」とする博士諸生三十人余の「願陛下急發兵擊之」という言を引く。
- (25) たとえば『史記』卷五四曹相國世家に「虜秦候一人」とあり、卷九五樊噲列伝に「斬首十六級」、同、夏侯嬰列伝に「以兵車趣攻戰疾」とあるなど。
- (26) 同世家に「攻定陶、取臨濟。南救雍丘。擊李由軍、破之、殺李由、虜秦候一人」とある。
- (27) 同列伝に「起宛朐。攻濟陽。破李由軍」とある。
- (28) 同列伝に「從擊秦軍碭東、攻濟陽、下戶牖、破李由軍雍丘下」とある。
- (29) 『史記』卷五四曹相國世家、卷五七絳侯周勃世家。
- (30) 同条の索隱や王先謙『漢書補注』などは、この「(壽) 張」を後漢の壽張県（前漢は壽良）に比定するが、かなり東方に位置しており従いがたい。
- (31) 『史記』項羽本紀の「項梁死。沛公、項羽去外黃攻陳留、陳留堅守不能下」や、絳侯周勃世家の「擊李由軍雍丘下。攻開封」など。ちなみに開封については、譚其謙、后曉榮氏は碭郡の所属とする一方で、馬非百氏は三川郡の属県とする。前章および前注（8）参照。
- (32) ともに項羽本紀。
- (33) この時期の劉邦軍をはじめとする諸勢力の軍事的な動向については、たとえば武国卿・慕中岳『中国戦争史』第二冊（金城出版社、一九九二年、北京）第二巻第四・五章などにおいて、概略的にまとめられている。なお、佐竹靖彦『劉邦』（中央公論新社、二〇〇五年）では、ここでの劉邦の任務は首都彭城の防衛戦形成であったことや、そこでの軍事活動を第一次前線、さらには第二次前線の展開として理解するなど、示唆に富む見解が種々見えている。
- (34) この戦いについては、『史記』での功臣たちの記録から、張良、曹参、樊噲、夏侯婴、郭蒙、傅寬らの参加が確認できる。また卷五四曹相国世家では、この時のこととして「虜秦司馬及御史各一人」と伝えている。
- (35) 錢穆『史記地名考』（太平書局、一九六二年、香港）もこの点を指摘して、後出の「平陰津」と「白馬津」、「白馬」との混同の可能性に言及するが、これも時系列的には考えにくい。

- (36) このほか『史記』卷五四曹相国世家や卷九五灌嬰列伝にも「從攻陽武」の語が見え、また卷九六張蒼列伝には「沛公略地過陽武」とある。
- (37) 『漢書』高帝紀には「轡轅」の二字はない。
- (38) 同世家に「從攻陽武、下轡轅・緑氏、絕河津、還擊趙賁軍尸北、破之」とある。
- (39) 同世家に「攻長社、先登。攻穎陽・緑氏、絕河津。擊趙賁軍尸北」とある。
- (40) 同列伝に「攻宛陵、先登、斬首八級、捕虜四十四人、賜爵封號賢成君。從攻長社・轡轅、絕河津、東攻秦軍於尸、南攻秦軍於壘」とある。
- (41) 同列伝に「從攻長社、先登、賜爵封信成君。從沛公攻緑氏、絕河津、破秦軍洛陽東」とある。
- (42) 『史記』卷五五留侯世家に「沛公之從雒陽南出轡轅、良引兵從沛公、下韓十餘城、擊破楊熊軍。沛公乃令韓王成留守雒陽、與良俱南、攻下宛、西入武關」とあり、劉邦軍が洛陽から轡轅を経て南進したことが知られるが、その後に楊熊を擊つ記事が置かれているなど、この記事には若干の混乱が見られるようである。
- (43) 前注(19)掲、宋傑論文では、緑林軍の例とともに、劉邦軍が正面から滎陽、敖倉を攻めていないことを指摘してはいるが、そこでは迂回して洛陽一帯に進攻したこと自体を含めて、具体的な詳しい行程への言及はなされていない。
- (44) 『史記』卷九五夏侯嬰列伝には「因復常奉車從擊秦軍雒陽東、以兵車趣攻戰疾、賜爵封轉爲滕公」とある。
- (45) 同前。
- (46) 『史記』曹相国世家や樊噲、夏侯嬰、傅寬などの列伝参照。
- (47) 『史記』曹相国世家や絳侯周勃世家、樊噲列伝など参照。
- (48) 三川郡以外の旧韓地の状況については、たとえば『史記』卷五五留侯世家に「與韓王將千餘人西略韓地、得數城、秦輒復取之、往來爲游兵穎川」とある状況などは、あるいは穎川郡などでの事例が中心となるものかとも思われる。ここでの張良らの韓軍に対する、秦の防備体制はそれなりに機能していたことがうかがわれるが、そこでの秦軍の性格は明らかではなく、何より第三章第三節で検討した劉邦軍の動きから見る限りでは、かの地の防備体制は三川郡のそれほどには堅固かつ特別なものではなかったと考えられる。
- (49) 湖北省江陵県張家山より近年出土した「二年律令」中の津関令によって、漢初において函谷關や武關などによって形成される国内の関所のラインについての、より具体的な様相が明らかとなってきており、たとえば津關令の諸規定などからは、当時の漢朝中央が、関所の西側の「(広域) 関中」から「關外」すなわち東方地域への馬匹や黄金の流出に対して、厳しい制約を加えているなど、その内と外とで厳重な区別のあったことを知ることができる。陳偉「張家山漢簡《津關令》中的涉馬諸令研究」(『考古学報』二〇〇三年第一期。のち中国社会科学院簡帛研究中心編『張家山漢簡《二年律令》研究文集』、廣西師範大学出版社、二〇〇七年、桂林、に所収)など参照。
- (50) 武庫については、杉本憲司「漢代の武庫——尹湾漢簡を例に、内郡と辺郡の武器——」(富

- 谷至編『辺境出土木簡の研究』、朋友書店、二〇〇三年) 参照。
- (51) 前注(2)掲、拙稿「前漢『畿輔』制度の展開」参照。
- (52) 『史記』卷六十、三王世家の褚少孫補に「王夫人曰『願置之雒陽』武帝曰『雒陽有武庫・敖倉、天下衝阨、漢國之大都也。先帝以来、無子王於雒陽者。去雒陽、餘盡可。』」。なお、『漢書』卷三六劉歆伝によれば、「宗室不宜典三河」という規律も存したようである。
- (53) 前注(51)掲、拙稿参照。
- (54) 前注(19)掲、嚴耕望『中国地方行政制度史』秦漢地方行政制度、第四章、郡国特殊官署では、洛陽の武庫令は河南太守に属するとしている。
- (55) 前注(51)掲、拙稿参照。
- (56) 拙稿「中国『畿内制度』の形成に関する一考察」(『西嶋定生博士追悼論文集 東アジア史の展開と日本』、山川出版社、二〇〇〇年) 参照
- (57) 洛陽が都になるとともに、河南郡は河南尹と改称される。河南尹についての最近の研究としては、張鶴泉「東漢時期的河南尹」(『秦漢研究』第二輯、二〇〇七年) 参照。